

# 川口市男女共同参画推進条例

平成24年3月27日公布

川口市条例第17号

## 目次

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条―第17条）

第3章 雑則（第18条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。
- (4) 事業者 市内に事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。

- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力その他の暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動とを両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努

めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう就労環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

（教育の場における男女共同参画の推進）

第8条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第9条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- （1）性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
- （2）性別に起因する暴力を助長し、又は是認させる表現
- （3）過度の性的な表現

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第15条に規定する川口市男女共同参画推進委員会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(報告書の作成)

第 1 1 条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

(市の施策)

第 1 2 条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずること。
- (2) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。
- (4) あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報の収集及び調査研究を行うこと。

(拠点施設の設置)

第 1 3 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該施策の実施及び活動の拠点となる施設を設置する。

(苦情の申出等及び処理)

第 1 4 条 市民及び事業者は、市長に対して次に掲げる申出等を行うことができる。

- (1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出又は意見の提出
- (2) 性別による差別的取扱等により人権が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合の相談等

2 市長は、前項に規定する申出等があった場合は、関係機関等と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

(川口市男女共同参画推進委員会の設置)

第 1 5 条 本市における男女共同参画を推進するため、川口市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

第16条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項について市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織及び運営)

第17条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 市内の民間団体から選出された者

(3) 教育関係者

(4) 知識経験者

(5) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。